

別表十(九)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十九 平二十五・四・一以後終了事業年度分

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業		法人名					
年	度						
配当等の額の計算	金銭の分配の額	1	円	税引前当期純利益金額	11	円	
	みなし配当等の額	2		前期繰越損失の額	12		
	小計 (1)+(2)	3		負ののれん発生益の額	13		
	利益超過分配金額	4		減損損失の額	14		
	配当等の額 (3)-(4)	5		$(14) \times \frac{80 \text{ 又は } 70}{100}$	15		
	配当可能利益の額 (2)	6		買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (27の計)	16		
	$(6) \times \frac{90}{100}$	7		控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額 (37の計)又は(40の計)	17		
	(3)が(7)を超える場合の(5)の額	8		買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (48の計)	18		
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	9		差引計 (11)-(12)-(13)-(15)-(16)+(17)+(18) (マイナスの場合は0)	19		
	支払配当の損金算入額 (8)と(9)のうち少ない金額	10		利益超過分配金額 (4)	20		
				出資総額戻入金額	21		
				配当可能利益の額 (19)+(20)-(21)	22		
買換特例圧縮積立金個別控除額の計算							
特例適用条項	23	措法・震災特例法 第 条 第 項	10欄	・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項		
不動産の種類	24						
買換特例圧縮積立金繰入額	25						
控除限度割合 (33)	26						
買換特例圧縮積立金個別控除額 (25)×(26)	27						
控除限度							
譲渡利益金額の計算	28	当期において譲渡した不動産の対価の額の合計額					
	29	当期において譲渡した不動産の譲渡直前の帳簿価額の合計額	の計算 (28)-(29)			32	
	30	当期において譲渡した不動産の譲渡に要した費用の額の合計額	控除限度割合 (32)				
	31	計 (29)+(30)	(25の計)			33	
(1を超える場合は1)							
控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算							
負ののれん発生益の発生事業年度	負ののれん発生益の額	$(34) \times \frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前期までの加算額の累計 (前期までの(35)の累計)	当期加算額 (35)と(34)-(36)のうち少ない金額	不動産投資法人の特例		
	34	35	36	37	特定合併により移転を受けた土地等の合併時価額の総額	(38)のうち当期に譲渡又は消滅をした土地等の合併時価額	
・	円	円	円	円	円	当期加算額 (34)× $\frac{(39)}{(38)}$	
・							
・							
計							
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算							
買換特例圧縮積立金の積立事業年度	不動産の種類	買換特例圧縮積立金個別控除額	前期までの加算額の累計 (前期までの(43)の累計)	差引残額 (42)-(43)	取崩額の内訳		当期加算額 (44)× $\frac{(45)+(46)}{(45)+(47)}$
	41	42	43	44	目的取崩額	分配目的取崩額	
・		円	円	円	円	円	円
・							
・							
計							

投資法人に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の15第1項」
 ②区分番号に、「00397」
 ③適用額欄に、当該別表十(九)10欄の金額(円単位)を記載してください。